

## 不動産関係書類の写し請求書

Suns グループ 御中

(西暦) 年 月 日

私は以下の注意事項を確認・了承の上、以下記載不動産の関係書類の写しを請求いたします。

【依頼者】 ※共有者がいる場合、共有者各人のご署名・押印が必要です。

氏名	印
現住所	
電話番号	

氏名	印
現住所	
電話番号	

【請求する物件・マンション名等】

所在地（住所）	
物件名称	
部屋（区画）番号	

【請求する関係書類の種類】

<input type="checkbox"/> 売買契約書	<input type="checkbox"/> 重要事項説明書	<input type="checkbox"/> 住宅瑕疵担保責任保険転売手続き
<input type="checkbox"/> 検査済証	<input type="checkbox"/> 図面（ . . . ）	
<input type="checkbox"/> その他（ . . . ）		

※ 1種類ごとに3,300円（消費税10%込）の手数料がかかります。図面については何の図面が必要かご記入ください。※JI0転売手続きは4,950円（税込）

【注意事項】

1. 不動産関係書類の写しの送付先は、依頼者（購入者本人）もしくは代理人の本人確認書類（公的証明書）記載の住所となります。
2. 以下に定める場合は不動産関係書類の写し請求には応じることができません。
  - (1) ご請求いただいた不動産売買契約書等が、弊社に保管されていない場合。
  - (2) 依頼者のお住まいが日本国外となる場合、または弊社からの書類送付先が日本国外となる場合。
  - (3) 必要書類等に不足がある場合。
  - (4) 依頼者の住所・氏名と、新築分譲時の契約者（所有者）として登記された住所・氏名との一致を確認できない場合。
  - (5) 共有者がいる場合で、請求者に共有者のご署名捺印がない場合、共有者の本人確認書類をご郵送頂けない場合。
  - (6) 代理人による請求に際して代理権が確認できない場合。
  - (7) 弊社の適正な業務遂行に著しく支障を及ぼす恐れがある場合。
  - (8) 法令に違反する場合や弊社がご請求に応じる事ができないと判断した場合。
3. 不動産関係書類の写し請求は依頼者の本人確認書類（公的証明書）等を同封の上、必ず簡易書留にて弊社宛に郵送頂きますようお願いいたします。
4. 本人確認書類は、新築分譲時の契約者（所有者）として登記された住所・氏名と一致する公的証明書を郵送ください。
5. 不動産関係書類の写し請求にともない、送付いただいた不動産関係書類の写し請求書、委任状、及び本人確認書類（公的証明書）等は返却できません。
6. ご請求内容の確認等のため、依頼者・共有者・代理人へ弊社からご連絡させていただく場合があります。
7. 上記「2.」各号のいずれかの事由により当該請求に応じることができない場合、既にお客様からご送付いただいた不動産関係書類の写し請求書、本人確認書類（公的証明書）の返却及び既にお振込みいただいている手数料の返金はできません。また、請求に要した費用等の補償もできません。
8. 依頼者への回答、並びに不動産売買契約書等の送付には、ご請求書及び本人確認書類等が弊社到着後、一週間程度の日数を要する場合があります。予めご了承ください。